

【論説】

在沖米軍構成員による 性的自由・性的自己決定権侵害に関する一考察

高 良 沙 哉

- 1 はじめに
- 2 軍隊の性質からくる性的暴力
- 3 平和憲法下における軍隊の駐留
- 4 「性的自由」・「性的自己決定権」に関する議論
- 5 沖縄における女性・少女の「性的自由」・「性的自己決定権」
- 6 おわりに

1 はじめに

米国への「基地の提供者は日本政府であり、それに伴う駐留兵力の規模も政府の決定である。米兵の基地外における行動の自由を保障しているのも政府なのだから、その（米軍構成員や軍属による沖縄の女性や少女に対する、強姦、強姦未遂、わいせつ等の加害行為）解決について政府に責任があるのは当然ではないか」（括弧内筆者）¹。これは、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表の高里鈴代氏の指摘である。

本稿は、この観点に立ち、第二次世界大戦末期の米軍の沖縄本島上陸（1945年4月1日）以降、累々と続いてきた、米軍構成員らによる沖縄の女性・少女に対する性的暴力について、そこにおいて侵害される人権が、憲法上保障されるべき個人の「性的自由」・「性的自己決定権」であるとして、国家の防衛政策の一環として受け入れている軍隊による性暴力に対する、国家の責任、国家による人権保障の必要性を考えることを目的とする。

長期に米国の軍隊を受け入れ、住民居住区域に隣接するようにして基地を配置する日本国の政策によって、沖縄の女性・少女の「性的自由」・「性的自己決定権」が侵害されると考える前提として、軍隊構成員らによる性的暴力発生の一因が、軍隊の性質にあることについて述べる。そして、そのような性的暴力について、特に紛争下の性的暴力に関する北京宣言に触れ、紛争下ではない沖縄における外国軍隊の長期駐留についても、国家等による対策を要求する必要性を訴える。また、日本においては、この種の犯罪がもっぱら米軍構成員ら個人の問題として処理されることの問題性も指摘する。次いで、その性質上性的暴力を引き起こしやすいと考えられる軍隊組織を受け入れ、そこから派生する暴力のために、女性・少女たちが「性的自由」・「性的自己決定権」侵害の危険にさらされる現状にあるが、そもそもこの権利が、憲法上保障される人権であるのかを検討する。そして、沖縄において米軍基地に反対する動きを活発化させる契機となった、1995年9月の少女暴行事件では、本件加害行為が少女の「尊厳」を侵害したとされるが、那覇地方裁判所判決においては、少女の人権についてどのように判断されたのか、また加害米兵らに対する判決内容にどのような問題が

含まれているのかを検討することによって、国家の責任を追及し、積極的な施策を要求する必要性について述べる。

2 軍隊の性質からくる性的暴力

(1) 沖縄は、第二次世界大戦末期の米軍の沖縄本島上陸、それに続く米国の占領支配を受けた。

そして、1972年の日本本土復帰に伴う日米安全保障条約の沖縄への適用によって、同約第6条に基づき、日本国の安全保障政策の一環として、沖縄は広大な米軍基地を、復帰後も復帰前と変わらず抱え続けることとなった。そのため、米軍の沖縄本島上陸直後から始まった、米軍構成員らによる沖縄の女性・少女に対する性的暴力もまた、その他の基地被害とともに沖縄を苦しめ続けている。そして更に、2006年5月に日米間において取りまとめが終了した、日本国と米国との間の米軍再編合意によって、「日米安全保障関係を中核とする日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障の要である」²として、沖縄の抱える米軍基地負担を軽減する名目の下に、嘉手納基地の機能強化、名護市辺野古の新基地建設等、実質的には米軍基地の維持・強化・固定化が図られつつある³。米軍基地の維持・強化・固定化は、女性・少女に対する性的暴力との関係では、その危険の温存といえる。

(2) 軍隊の性質からくる性的暴力

さて、そのような「日本の安全・・・にとって不可欠の基礎」である米軍基地は、米軍にとってどのような意義を持つ施設であるのか、元米軍海兵隊員アレン・ネルソン氏の著書によると、ベトナム戦の最中、ベトナムへ出撃する途中で、氏は金武町にあるキャンプ・ハンセンに駐留した。同基地では、米本国での訓練とは異なり、「実弾を使って行うトレーニングであり、実際のヘリコプター、戦車を使いながら、いかにしてベトナムの人々を全滅、壊滅させられるか」という、実戦さながらの訓練であったとのことである⁴。氏が「殺しのトレーニング」⁵と表現するこの訓練は、住民居住区域と密接に位置する基地内で行われたのである。また氏は、日中「殺しのトレーニング」をした米軍構成員らが、夜は住民居住区域へ「酒と喧嘩と女」を求めて繰り出し、基地内で培った暴力性を、基地の外、すなわち平和時の沖縄で吐き出している⁶。

また他の指摘には、軍隊における教育は、「目標に対する攻撃性を最大限に発揮し、危険を前にしても恐怖感を抑えて、より暴力的に立ち向かう『雄々しさ』を兵士に徹底的に身につかせ」るものであり、「男性的価値を徹底的に強調すると同時に『女性的』とされる特性への嫌悪と排除が行われることで、最大限の攻撃性と暴力性を発揮し得る兵士がつくられる」⁷とある。徹底的に女性性を否定する訓練を施され者たちが、暴力性を伴って、住民居住区域に流れてきたとき、沖縄の女性・少女たちがその暴力の犠牲になる可能性が非常に高いことが予想される。

米軍の沖縄本島上陸以降、累々と連なってきた沖縄における女性・少女に対する、米軍構成員らによる性的暴力が、このような軍隊の性質からくるものであるとすれば、性的暴力の危険性を、日本国が国家の政策として沖縄に重点的に配置し、維持し、更に強化・固定化することによって、沖縄の女性・少女の性的自由は、侵害の危険と常に隣り合わせであり続けるのであ

る。

また、在沖米軍基地の機能が、紛争へ突入する直前の実戦的な訓練、殺戮訓練をおこなう場であるならば、沖縄で発生する米軍構成員らによる女性・少女に対する性的暴力は、紛争下における女性・少女に対する性的暴力にも繋がる要素がある。武力紛争下における女性・少女に対する性的暴力は、平和時における男性の女性に対する暴力が極端に現れたものである⁸との指摘もある。これらのことから、在沖米軍基地構成員らによる、女性・少女に対する性的暴力は、平和時における男性の女性に対する暴力と基礎を同じくするものであるが、常に紛争状態を想定した訓練を受け、紛争と密接であるという性質から、紛争下における軍隊の女性・少女に対する性的暴力に類似のものではないかと考える。

(3) 北京宣言における紛争下の性的暴力に関する行動綱領

(a) 1995年9月に北京で開催された、第4回世界女性会議において、北京宣言⁹が採択されたが、紛争下における女性・少女に対する性的暴力については、次のように規定されている。北京宣言では、まず14項で「女性の権利は人権である」と確信し、23項で「女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動をとる」、29項で「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する」ことを決意するとしている。

そして、このような認識に基づき、「行動綱領」において示された内容の実施を、国際、国内、地域、あらゆる非政府機関、そして市民社会のあらゆる部門に対して要請している。

「行動綱領」では、その「D女性に対する暴力」において、「家庭内で起こる肉体的、性的及び心理的暴力」(113パラグラフ a)、職場、教育機関等におけるセクシャル・ハラスメントなどの「地域社会全般で起こる肉体的、性的及び心理的暴力」(同パラグラフ b)、そして、「起きる場所の如何を問わず、国家が犯し又は許す肉体的、性的及び心理的暴力」(同パラグラフ c)、また、その他の暴力として「紛争下における女性の人権の侵害、特に殺人、組織的レイプ、性的奴隷化及び強制妊娠」(114パラグラフ)を挙げ、政府、国際連合、その他の国際機関、非政府機関に対して、「女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること」(戦略目標D-1)、そして、政府、地域機関、国際連合、その他の国際機関、研究機関、女性団体、青年団体、非政府機関に対して、「女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること」(戦略目標D-2)を要請している。

さらに、紛争下の軍隊による女性・少女に対する暴力については、「行動綱領」の「E女性と武力紛争」で、「武力紛争下における女性の人権の侵害は、国際人権法及び人道法の基本原則の侵害である」とし、特に「強く非難され、また直ちにやめさせなければならない慣行」の中に、「戦争の戦略としての民族浄化及び結果としての、戦争状況下における女性への組織的なものを含むレイプ」を挙げている(131パラグラフ)。紛争当事者によるレイプ、戦術としての組織的レイプについて、「女性及び少女は社会における地位と自らの性のゆえに格別の影響を被っている」(135パラグラフ)と指摘し、戦略目標E-1において、「紛争解決の意思決定のレベルへ女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護する」ために、政府、国際機関、地域政府間機関のとるべき行動

を示している。この行動目標において「女性の参加」の必要性を挙げるのは、「権力構造への女性の平等なアクセスと完全な参加、並びに紛争の予防及び解決に向けたあらゆる取組みへの女性の完全な関与が、平和と安全の維持及び促進にとって不可欠」だからである（134パラグラフ）。

- (b) 紛争下における軍隊構成員による女性・少女に対する性的暴力については、上記の北京宣言における行動綱領において、すでに確認され、「強く非難され、直ちにやめさせなければならない慣行」として、そのための対策を講ずるべきであるとの要請が政府、国際機関、地域政府間機関等になされている点で、女性・少女を性別上「女」であるということによって受ける暴力から、保護することについて大きな前進がみられる。

ここで沖縄の状況に目を移すと、第二次世界大戦中米軍が沖縄へ上陸した当時の性的暴力については、上記の紛争下における暴力であったと思われるが、その後の継続的な米軍の駐留によって、現在まで続いてきた米軍構成員らによる女性・少女に対する性的暴力は、他国の軍隊の長期的な駐留下のものであり「紛争下」とは異なる。また、現在の沖縄は米国の「占領下」でもない。

先に指摘したように、在沖米軍基地は、戦闘地域へ出撃する直前の実戦的な訓練を行う基地であり、米軍構成員らは基地内で女性性を否定する訓練を受け、そこで培われた暴力性が近隣の民間地域に居住する女性・少女に対して、吐き出される危険性が非常に高い。紛争下とは異なるが、それに類似の性質を持つ軍隊を、沖縄は60年以上に渡り継続的に受け入れている。沖縄のような長期駐留の軍事基地を抱える地域の女性・少女の性的自由の侵害についても、その対策の必要性を積極的に訴えなければならない。

3 平和憲法下における軍隊の駐留

- (1) 日本は、1960年6月に米国との間で締結した日米安全保障条約の第6条（「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」）に基づき、米国の軍隊に「施設及び区域」を提供している。この「施設及び区域」が沖縄に重点的に配置されている。

(2) 憲法9条の意義と在沖米軍基地

(a) 第9条全体の意味

そもそも日本国憲法では、その第9条全体として、「自衛のための戦争を含めて一切の戦争を放棄した」¹⁰と解するのが通説的見解である。通説には、「自衛戦争をも含めた全面的な戦争が九条の一項によってすでに含意されている」とする一項全面放棄説と、「一項ではいまだ侵略戦争の放棄だけが規定されているにすぎず、自衛戦争等をも含めた全面的な戦争の放棄は、九条の二項によってはじめて明記されるに至っている」とする二項全面放棄説とがある。

両説の「どちらかといえば多数説」とされる二項全面放棄説は、国際法上の一般的用例に従って第1項を、『『国際紛争を解決する手段として』の戦争・武力行使とは、侵略のための

戦争・武力行使を意味する」と解すると、第1項では、侵略戦争のみを排除し、自衛戦争や制裁戦争は放棄されているとはいえない。しかし、「二項において一切の戦力不保持をうたうことによって戦争を行う物質的な手段が否定され、また交戦権の否認によって戦争を行う法的な根拠が否定されることになり」、結果的に第9条全体で、自衛戦争を含めた一切の戦争が放棄される¹¹⁾。

(b) 第9条2項における「戦力」

憲法第9条2項における「戦力」とはどのような意味なのか。政府は、「自衛のための必要最小限度の実力は、憲法で保持することを禁じられている『戦力』にあたらぬ」とし、「必要最小限度の実力」について、「他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器は保持できない」としている¹²⁾。

他方、学説の通説は、「潜在的能力説」と「警察力以上の実力説」の二つの見解にわかれている。前者は、戦力を「陸海空軍など直接的に戦闘目的に用いられる実力のみならず、戦争に役立つ一切の潜在能力を意味する」と解するが、保持し得ない実力の範囲が広範であり、一般の船舶、航空機等も「戦争に役立つ一切の潜在能力」として保持し得ない可能性がある。

後者の「警察力以上の実力説」が通説の多数説であり、この説では、警察力と戦力を、その目的と実体によって区別している。すなわち、「警察力の目的が国内治安の維持であるのに対して、戦力の目的は外敵との間に戦闘行動を行うことである。また、警察力の実体は国内治安の維持に必要な限度の実力であるのに対して、戦力は、警察力を越えて対外的戦闘行動に用いられる程度の人的・物的組織体を意味している」とし、「戦力の最終的な決め手」となるのは、目的よりも実体であるとする¹³⁾。

憲法第9条2項における「戦力」を、上記の「警察力以上の実力説」に基づくならば、日本復帰前のベトナム戦争において、ベトナムへの出撃基地¹⁴⁾であった在沖米軍基地は、日本本土復帰によって日本国憲法が適用された沖縄においては、保持を許されない「戦力」にあたるであろう。また、1990年から1991年2月の湾岸戦争への在沖米海兵隊の戦地への派遣や、2004年2月以降の在沖米海兵隊のイラク戦争への派遣、2007年1月に行われた、米国の対イラク政策における、米軍派遣の増加計画の一環として行われた派遣等¹⁵⁾、明らかに「対外的な戦闘行動」のための直接の出撃基地となっている在沖米軍隊は、当然に「警察力以上の実力」であるが、政府解釈の「他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的武器」のでもあり、日本国内における「戦力」の保持にあたるであろう¹⁶⁾。

(3) 日米安保条約・日米地位協定における米軍構成員の犯罪に関する国家の責任

このような戦力の不保持を謳った憲法を持つ国家でありながら、憲法の基本原理を揺るがす日米安全保障条約（以下、日米安保条約と略す）に基づき、軍隊の駐留を長期にわたり認め、また沖縄においては大規模な駐留を認めている。この軍隊の構成員らの性的暴力によって、自国の国民、多くの沖縄の女性・少女たちが、その尊厳を脅かされてきたことは、見過ごすことができない。

しかも、日米安保条約第6条2項¹⁷⁾に基づいて規律される、日米地位協定において想定される

のは、「個人の犯罪の範囲」¹⁸であり、米軍構成員等の犯した罪に関し、事件の処理について裁判権は日米のどちらに属するのか、その者の身柄を日米のいずれが拘束し得るのかといった、事件の処理手続に関心が払われ¹⁹、米軍構成員等個人の背後にある、軍隊組織、日米両国の責任は、問題の外におかれている。

しかし、先に指摘したように、軍隊構成員らによる、女性・少女に対する性的暴力は、徹底的に女性性を否定する訓練を受ける軍隊の性質からくる暴力である可能性があり、また、実戦的な訓練がなされる在沖米軍基地については、基地周辺に居住する少女・女性が、軍隊の発する性的暴力の被害に遭う危険性が高まる。このことから、軍隊構成員等個人による、少女・女性個人に対する性的暴力を、単に個人対個人の問題としてのみ捉えるのではなく、そこに、国家の責任の要素を見出すことはできないだろうか。日本国が他国の軍隊の長期駐留を許すことにより、その周辺に居住する国民、特に女性・少女が、単に性別上「女」であるというだけで侵害されているのは、個人の身体の自由のうちでも、個人の尊厳と深く関わる「性的自由」・「性的自己決定権」である。

4 「性的自由」・「性的自己決定権」に関する議論

(1) 強姦罪（刑法177条）の保護法益

「性的自由」・「性的自己決定権」概念は、「わが国の憲法学上定着した概念とはいえず、「刑法学の中で特に強姦罪に関して用いられている」²⁰とされるため、刑法学の分野における「性的自由」・「性的自己決定権」について以下に若干触れる。

刑法学の分野においては、強姦罪を社会的法益に関する罪として、その保護法益を個人の権利に着目するのではなく、「性秩序あるいは健全な性風俗」であるとする見解²¹がある一方で、強姦罪を個人の法益に関する罪に分類し、自由に対する罪として、その保護法益を「人格的自由としての性的自由」²²、特にこの罪の客体を女性として、「女性の性的自由」²³とする見解に分かれている。

強姦罪は、刑法上、「社会的法益としての『性風俗』に対する罪として位置づけ」られ、「わいせつ、姦淫及び重婚の罪」の一つとして規定されている。しかし、「強姦や強制わいせつのように、明確に特定の個人を被害者とする犯罪も含まれており、最近では、これらを『性的自由に対する罪』として、体系的に分割して扱うのが支配的となりつつある」²⁴。またこの説が通説であるとの記述もある²⁵。

強姦罪において保護されるべき「性的自由」ないし「性的自己決定権」は、「性的自由とは、いつ、どこで、だれと、どのような性的行為をなすかの自由であり、それを決定する権利が性的自己決定権である」と定義される²⁶。強姦罪の保護法益を「性的自由」・「性的自己決定権」であるとする場合には、「被害者の同意の不存在こそが強姦の違法性の本質」であり、暴行・脅迫を用いての姦淫とは、同意の不存在を意味するとし²⁷、被害者の「同意」が重視される。

(2) 憲法における「性的自由」・「性的自己決定権」

上述のように、刑法では強姦罪について、その保護法益を被害者の「性的自由」・「性的自己決定権」であるとする見解が支配的であるが、憲法の分野においては、どのように語られてい

るのであろうか。

自己決定権は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（憲法第13条後段）と定められた、幸福追求権規定に基づいて保障される人権²⁸であり、「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由」²⁹と定義される。

「性的自己決定権」は個人の「私的事項」の中でも、非常にプライベートな性的事柄に関して、自律的に決定できる自由と考えられるが、この概念は、憲法学上、定着した概念であるとはいえないとされるため確認する。

- ① 山田卓生横浜国立大学名誉教授は、自己決定権をいくつかの項目に分け、ライフスタイルの項目で、「合意ある成人行動」として性的な事柄に関する自己決定権について述べている³⁰。ここでは、論点を「合意ある成人の性的行動」に対する国家の干渉に限定しているが、「合意によらず強制によるものは、それだけで、他人に対する危害防止という観点から干渉が正当化される」とし、合意によらない性交については、国家が私人間に介入し、性交を強要される側を保護する可能性に触れており、既述の刑法の強姦罪の保護法益としての「性的自由」・「性的自己決定権」に通ずる。また、未成年者と成人との間の性的行動については、「自己決定の能力のない者の保護の問題が出てくる」としており、成人同士の性的行動の間に、「自己決定」の存在を読みとることも可能ではないだろうか。
- ② 中谷実教授は、アメリカにおける憲法問題として、避妊・中絶・同性愛行為の自由について、性を規制する法律の合憲性を、「性的自己決定権」の問題として論じている³¹。ここでは、日本国憲法上の自己決定権には触れていないが、生むか生まないか、性的な対象を同性とするのか異性とするのかといった非常に私的な問題を、「性的自己決定権」として論じている。
- ③ 上村貞美教授は、現代フランスにおける人権保障をめぐる諸問題について、主としてその「負の部分ないし陰の部分」に焦点を合わせて研究する一環として、「女性の人権」の研究を行い、フランスをはじめとしてイギリス、西ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ等における、女性の権利に関する法改正に着目する。そして、ここにおける女性の権利の問題を「人権としての『性的自由』ないしは『性的自己決定権』という概念に包摂しうるのではないかとし、「性的自由」ないしは「性的自己決定権」概念について、「『避妊の自由』と『妊娠中絶の権利』はまさしく『性的自由』の中核を形成すると思われる」とし、更に「誰と性交するかあるいはしないかは個人が自由に決定しうる事項」であるとする³²。そして、このような「性的自由」ないし「性的自己決定権」を「この上もなく踏みこむもの」を強姦であるとしている³³。ただ、先に述べたように、「性的自由」・「性的自己決定権」は日本の憲法学上定着した概念とはいえないとしている。
- ④ 辻村みよ子教授は、「女性の人権」という場合、「集団的な人権を構成すると解することは妥当ではない」として、ここにいう「女性」を女性という属性を持った個人とし、「女性の人権」を「女性という属性をもつ人間（個人）の権利の総称」であるとする³⁴。そして、現在求められている「女性の人権」の実質的な内容が、「女性の身体的自由や性暴力からの自由などであり、「参政権や社会権等を含めた広義の女性の権利よりも、より基本的な『人間として当然に具有している権利』（その意味では、本来、前国家的な超実定法的性格の強い権利）に

対して『人権』概念を当てはめる方が、より本質的な議論ができる」とする。今日の「女性の人権」論は、「女性の身体的自由等の基本的諸権利が『本来、人間として当然に保障されているべきであった固有の『人権』である」ということを「想起させ、強調する趣旨である」。

「女性の人権」についてこのような見解にたち、「人間の権利としての普遍的人権の存在を肯定する立場を前提にし、かつ、個人の尊厳や人格的自立をその中核に据える人権観から」、個人の尊厳や人格権のような「人権原理自体は、性別にかかわらず両性に属する諸個人に普遍的に妥当するものであるはずである」として、憲法第13条の「個人の尊厳」や「幸福追求権」に具体的にどのような内容が含まれるのか、「女性・男性および両性一般について各々明確にし、さらに今日の『女性の人権』論議のなかで重視されつつある女性の性的自由や妊娠中絶の自由等を、憲法第13条の保障する自己決定権やプライバシー権として、憲法の権利保障の構造のなかに理論的に位置づけてゆくことが課題」³⁵であるとする。

辻村教授は、ここで「女性の性的自由」が憲法第13条の保障する自己決定権に含まれると明言はしないけれども、「女性の権利」の実質的内容に、女性の「性暴力からの自由」が含まれているとし、女性の「性的自由」・「性的自己決定権」について、憲法第13条の自己決定権における「権利保障のなかに理論的に位置づけてゆくことが課題」であるとして、肯定的である。³⁶

⑤ 以上、憲法の分野において、女性の人権との関連で、「性的自由」・「性的自己決定権」に関する議論を挙げた。

山田名誉教授は、自己決定権の問題として「性的自由」を検討し、また性的行動について、未成年者を「自己決定能力のない者」と位置づけ、成年であれば性的な「自己決定能力」があると解し得る記述がある。中谷教授は、アメリカ憲法の分野で、避妊、中絶、同性愛行為について「性的自己決定権」の問題とし、この権利を憲法上の議論として検討する。上村教授は、この概念を憲法の分野において定着した概念とはいえないとしつつも、性的自由について、「誰と性交するかあるいはしないかは個人が自由に決定する事項」であると定義づけした上で、それをこの上もなく侵害する強姦について言及しており、憲法の分野における「性的自由」・「性的自己決定権」概念の定着の可能性を広げる。また辻村教授は、「性的自由」を憲法第13条の自己決定権の問題として、「どのように理論的に位置づけてゆく」という課題に言及している。

先の指摘のように、確かに現在「性的自由」・「性的自己決定権」は、憲法論の分野においては、定着しておらず、刑法における強姦罪の保護法益として定着している状況である。しかし、以上の見解をみるに、憲法第13条の自己決定権の一つの態様として、「性的自由」・「性的自己決定権」は議論し得るし、議論することによって明確にしていく必要があると考える。

5 沖縄における女性少女の「性的自由」・「性的自己決定権」

(1) 以上の議論を踏まえて、沖縄における強姦罪の事例を検討する。ここで検討するのは、1995年9月に、沖縄県内で起きた3人の米軍構成員らによる、小学生の少女に対する強姦事件である。この事件は、約8万5000人の住民の在沖米軍基地に対する怒りが結集した県民総決起大会や大田昌秀沖縄県知事(当時)の米軍用地使用に関する代理署名拒否³⁷の契機にもなった。大田知事は県民総決起大会において、「少女の尊厳を守れなかった」と述べ、また、大会決議では、凶

悪犯罪によって度々沖縄の住民の生活を脅かしている在沖米軍構成員らには「人間の尊厳と人権に対する意識がまったく欠如している」と述べられており、本件性的暴力によって侵害された少女の「尊厳」が強調され、憲法第13条の個人の尊厳へ目が向けられている。

では、裁判所は少女の「尊厳」について、判決の中でどのような判断をしているのか、また、先に述べたことに関連し、少女の「性的自由」・「性的自己決定権」については、触れているのか否か、那覇地方裁判所判決を検討する。

(2) 少女暴行事件³⁸

(a) 事実

本件は、1995年9月4日午後8時ごろ、沖縄県内で起きた事件である。

本件の首謀者である加害米兵は、「自分が外国人であって人相などの個人的特徴を記憶されにくいということや、日本の女性が護身道具を持ち歩いている可能性が少ない」といった考えに基づいて、日本人女性を強姦の対象とした。そして、3名の米軍構成員に本件強姦計画を持ちかけた。3名のうち1名は、他の者が本気で強姦をしようとしていることに気づき、本件犯罪計画が実行に移される前に離脱している。本件の首謀者が、他の者に犯罪計画を持ちかけ、他の者がこの計画に同意した。

加害米兵らは、日本人女性を捕まえて強姦することを共謀し、拉致の方法や役割分担を具体的に計画し、犯罪に用いるダクトテープを基地内においてあらかじめ購入し、またレンタカーを借りる³⁹など、本件強姦は非常に計画的なものであった。

事件当日の午後8時ごろ、被害者となった少女は、翌日の学校に備え文房具を買いに出た帰りの路上で、突然、加害米兵のうち2名によって暴力的に拉致された。加害米兵らは、道路を歩いている被害少女を発見するや、この少女を強姦しようと考え、あらかじめ計画立てた役割分担に従って、少女を拉致したのであるが、1名が背後から少女に腕を巻きつけ、もう1名が少女の顔を殴って、レンタカーへ少女を引きずって連れて行き、車の後部座席へ無理やり同乗させた。

少女は同車内において、あらかじめ用意されたダクトテープで、両目・口を覆われ、両手首・両足首を縛られた。加害米兵らは、車を農道に駐車した。その後、同車の後部座席において、本件の首謀者である加害米兵が、目や口をダクトテープで覆われ、手足も縛られている少女の顔や腹を更に殴り、少女が抵抗できないようにした上で、姦淫に及んだ。この犯行によって、幼い少女は多量の出血を伴う傷を負い、「我慢できないくらいの激痛を感じた」とされる。次いで、姦淫しようとした加害米兵は、姦淫を試みるも被害者が、まだ幼い少女であることに気づき、姦淫を止めた。ただ、その者が、続く3人目の姦淫行為を阻止するでもなく、第1の姦淫によって極度の痛みと多量の出血のある少女を、残る1名が姦淫した。その結果、少女は、米兵らの姦淫行為と、その手段としてなされた暴行によって、加療約2週間の傷害を負った。

(b) 量刑理由について

この事件では、姦淫を遂げた加害米兵2名に対して懲役7年、途中で止めた者に懲役6年6

月の刑が言い渡されている。これは、近年沖縄で発生した米軍構成員による他の強姦事件と比較すると、他の強姦事件で加害者に科せられる刑が、懲役2年8月から3年6月⁴⁰であるのに対して、非常に重い刑となっている。なぜ本件においては、他の同種の事件よりも重い刑となったのか、また、検察の懲役10年の求刑⁴¹に対して、なぜ一様に減刑がされたのか、量刑について考慮された事柄を以下に挙げる。

① まず、量刑について、はじめに検討されている項目は、被害少女の「落ち度」である。裁判所は「被害者が犯行の誘因行動をとったという事実はまったく存在しないし、拉致された現場を通った理由、時間帯等、いずれを見ても、被害者に落ち度とみるべき事情は皆無である」としている。

筆者は別稿で、法廷で他の犯罪においては検討されない被害者の「落ち度」を、強姦罪等の女性・少女に対する性的暴力の被害者についてのみ検討することに関し、法廷や報道で、被害者の「落ち度」を指摘しようとすることによって、勇気をもって被害を告発した被害者がセカンド・レイプに傷つく場合のあることや、また被害者の「落ち度」に重きを置くことによって、加害者の罪から目をそらし、男性の女性性に対する性的侵害を許すことに繋がると批判した。そして、このような日本の状況は、女性を蔑視した、日本の男性中心のセクシュアリティに起因しているのではないだろうか⁴²。

強姦など女性の「性的自由」・「性的自己決定権」が侵害される事件において、加害者の刑の軽重に関する判断材料として、被害者に原因があったのかどうかを検討することじたいが、この種の事件に特有の問題点であるが、特に本件のように幼い少女が被害者となった場合に、事件当時12歳の被害少女に関して、「誘因行動」や「現場を通った理由、時間帯等」を検討し、その「落ち度」を探すことに、いったいどのような意味があるというのか。「落ち度」を検討しようとする、裁判所の姿勢もまた、上述の日本における女性蔑視の性風土の一部分であると思われる。

② 次に裁判所は、加害米兵らがあらかじめ被害者となる女性を発見した後の拉致方法について計画し、基地内でダクトテープを購入しておく等、非常に計画的であったことを量刑理由としている。

③ そして、本件の犯行態様について、「屈強な被告人らが、町中を歩いていわずか12歳の女子小学生を三人がかりで拉致及び監禁した上、暴行を加えたあげく次々に姦淫に及んだ」ことについて、「犯行態様は、被害者の人格を全く無視し、被害者をあたかも欲望を満たすための道具として扱ったものであり、まことに凶悪かつ大胆であって、極めて悪質」とする。

④ さらに、この事件が被害少女に与えた影響について、「被害者の年齢を考えると、未だ発達途上にある被害者の精神面にこのような体験が与えるであろう影響は大きい」とし、また、「本裁判が被告人ら個人の刑事責任のみを対象としていることはいうまでもないが、犯行自体から必然的に生じたと考えられる社会的影響を考慮すべきことも自明のことである」と前置きした上で、「同種事案と比較しても特に悪質」であることから、「地域社会に多大な恐怖感を与え」たとする。

⑤ その他、姦淫を試みたものの、被害少女が幼いことに気づいて、姦淫を止めた加害者1

名については、その点を考慮し、懲役6年6月を科した。

(c) 裁判所の量刑理由等の検討

- ① この事件は、刑法第177条の「性的自己決定権」侵害の事例である。しかし、裁判所は判決文の中で、少女の「性的自由」・「性的自己決定権」の侵害については、まったく触れていない。また、当時の沖縄県知事や県民総決起大会の大会決議文において述べられていた、少女の「尊厳」に対する侵害についても触れていない。

裁判所が、少女の人権に目を向けたと思われるのは、加害米兵らの犯行態様が、少女の「人格を無視し、被害者をあたかも欲望を満たすための道具として扱った」とする部分である。加害米兵らの少女に対する性的暴力が、少女の人格を「凶悪かつ大胆」に踏みにじったことを、量刑理由に挙げている。

- ② また、被害者の年齢を考慮にいれ、「未だ発達途上にある被害者の精神面にこのような体験が与えるであろう影響は大きい」とする。

この点に関連して、少女に対する性的暴力についての他の事例として、1985年10月23日の最高裁判所大法廷判決を挙げる。最高裁判所は、少女が性的な被害にあった福岡県青少年保護育成条例違反に関する、1985年10月23日の大法廷判決⁴⁸で、小学校就学始期から満18歳に達するまでの青少年に対する、淫行又はわいせつ行為を規制した趣旨を、「一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によつて精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けべき性質のものを禁止」したものとす。そして、青少年の「育成を阻害する」性行為等とは、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似」行為であると規定している。

量刑理由をみるに、沖縄の少女暴行事件における那覇地方裁判所も、本件強姦によって少女が受けた精神的な痛手について、この最高裁判決と同様の立場であると思われる。また加害米兵らの犯行は、幼い少女を「あたかも欲望を満たすための道具として扱ったもの」であり、他の法においても非難されるような侵害行為である。

- ③ また、福岡県青少年保護育成条例違反に関する最高裁判決では、補足意見において、刑法第177条に規定する強姦罪の保護法益について、13歳未満の女子に対する姦淫について、暴行又は脅迫の手段を用いず、「またその同意を得ていたとしても、・・・一三歳に満たない婦女は、いまだ性的行為の意義を理解できず、したがって、これに対する同意能力を欠いているし、一三歳以上の婦女であつても、その自由意思を抑圧し又はそれが欠けている・・・事態のもとでこれを姦淫することは、いずれにしても、性的な行為についての自由な自己決定権を侵害するものであって、被害者個人の性的な自由をその保護法益とするものと解される」としている。このような考えに立つのであれば、13歳未満の性的行為についての判断能力を欠いている少女であったとしても、性的暴力によって侵害されるのは、13歳以上の女子の場合と同様に、少女の「性的な行為についての自由な自己決定権」

であると思われる。

本件沖繩における少女暴行事件の被害少女は、事件当時12歳と幼く、性的行為からくる痛手から、特に保護されるべき年齢層の者であったにも関わらず、その人格を著しく踏みこじられ、非常に暴力的なかたちで、「性的自由」・「性的自己決定権」を侵害された。被害者が、若年であったことも、沖繩において近年発生した、米軍構成員等による強姦事件よりも刑が重い理由であると考えられる。

- ④ 裁判所は、加害米兵らが被害者に対して、謝罪として90万円支払っていることや、反省の意を示していること、更正の可能性、加害者の妻の謝意や部隊内での生活態度等も考慮に入れ、検察の懲役10年の求刑に対し、懲役6年6月及び7年の判決を下した。
- ⑤ また、ここにおいて注目すべきは、本件強姦の首謀者の加害米兵が、部隊内でのストレスのはけ口を求めて、日本女性の強姦を企てた点である。

犯行の動機に対して本件被害が非常に重大であるが、日ごろ軍隊という組織の中で、徹底的に女性性を否定することによって、男性的価値を強調し、暴力性と攻撃性を養う訓練を受けた軍隊構成員が、ストレスのはけ口を、安易に女性・少女への性的暴力に求めたことも、このような軍隊の性質上考え得ることである。

そして、加害米兵のうち1名について、情状証人として出廷した部隊内での上司が、「その人柄や平素の生活態度が良好であった」と証言したが、人柄や生活態度の良い者でさえも、姦淫を目的として、少女に暴力をふるう。この者は、その人柄や生活態度が良好であることから、「更正の可能性が高い」と判断され、また少女に対する姦淫を遂げなかったことから、懲役6年6月の判決を受けたが、この者は、日本での服役後アメリカ本国へ帰り、女子大生を強姦した後絞殺し、自らも自殺した⁴⁾。

- (d) 本件強姦事件について、那覇地方裁判所は、本件強姦が少女の「人格をまった無視」したと述べるにとどまり、少女の「個人の尊厳」について触れていない。また、「性的自由」・「性的自己決定権」にも触れない。

しかし、福岡県青少年保護育成条例違反に関する最高裁判決に照らして、本件判決をみると、最高裁判決と同様に少女に対する性的暴力が、少女に与える影響について判断している。また、同最高裁判決の補足意見を参考に本件少女暴行事件をみるならば、本件加害行為は、少女の「性的自由」・「性的自己決定権」に対する重大な侵害であった。

また、本件加害米兵らに関する量刑理由において、軍隊組織が行う訓練等の性質から、女性・少女に対する性的暴力へ安易に進む可能性も、加害米兵の1名がストレスのはけ口を求めて、女性に対する強姦を計画したことや、平素の生活態度や人柄が良好な者であっても女性・少女の「性的自由」・「性的自己決定権」を侵害することから考えられ得る。

6 おわりに

本稿は、在沖米軍構成員らによる、沖繩における女性・少女に対する性的暴力について、国家の責任を問うことができないかという視点を出発点としている。

沖繩における米軍組織は、非常に実戦的な殺戮訓練を行う機能を有し、そのような訓練を受けた

構成員らが、基地外の平和時の沖縄において、暴力を吐き出す。そして、軍隊の訓練が、女性性を徹底的に否定することにより、より攻撃性と暴力性を養う組織であることから、在沖米軍がその性質として、女性・少女の「性」を侵害する可能性を指摘した。また、在沖米軍は、実戦、すなわち紛争と密接であることから、紛争下における軍隊構成員による性的暴力と類似の性質を有する。紛争下における、女性・少女に対する性暴力については、1995年の北京宣言において、その対策を講ずるべきであるとして、国家政府等に対して要請をしている。

しかし、沖縄は紛争下ではなく、米国の占領下にはないため、沖縄における性的暴力は、紛争下・占領下におけるそれとは区別される。紛争下・占領下ではない、軍隊の長期駐留地域における、軍隊構成員らによる女性・少女に対する性的暴力についても、国家政府等へその対策を要請する必要がある。また、日米安保条約に基づく地位協定は、軍隊構成員らの引き起こす刑事事件について、もっぱら個人の問題として処理し、軍隊の背後にある組織、国家の責任が問える構造ではない。

本稿では、軍隊構成員らの性的暴力について、個人対個人の犯罪というだけでなく、軍隊構成員らの背後にある軍隊受入れ国の責任を追及するという、国家対個人の視点を見出すべく、そこにおいて侵害される権利が、憲法において保障されると考えられる「性的自由」・「性的自己決定権」であるとして、すでに「性的自由」・「性的自己決定権」が、強姦罪（刑法177条）の保護法益であるとして、広く用いられている刑法上の議論について、若干の検討を加えた上で、憲法上、「性的自己決定権」が個人の人権として保障されるのか否かを検討した。ただ、この概念は、まだ憲法の分野では、確固たる地位を築いてはいない。しかし、すでに「性的自己決定権」は、アメリカにおいて憲法学上の問題として議論され、また、日本においては自己決定権の一つとして、考えられる傾向にはある。この点、上村教授は、より具体的に「性的自由」・「性的自己決定権」を「誰と性交するかあるいはしないかは個人が自由に決定しうる事項」として定義付け、強姦を「性的自由」・「性的自己決定権」を「この上もなく踏みにじるもの」としており⁴⁵、注目される。

そして、実際の強姦罪に関する事例として、1995年9月に沖縄県内で発生し、基地に反対する沖縄の住民の怒りを爆発させた、3名の在沖米軍構成員らによる少女暴行事件を挙げ、その判決内容において、被害少女の「尊厳」や「性的自由」・「性的自己決定権」についてどのように判断されたのか検討した。

この事例において、裁判所は直接には「性的自由」・「性的自己決定権」について触れていない。ただ、1985年10月23日の福岡県青少年保護育成条例違反に関する最高裁判決を参考に本件をみると、若い少女が性的行為による精神的痛手から保護されるべき年齢層であったにも関わらず、その人格を踏みにじる性的暴力によって、「性的自己決定権」を侵害されたことが明白であった。

上村教授は、「性的自由」・「性的自己決定権」について、「本人が自由意思によって性交することに対して、国家権力がそれを刑罰によって抑圧することは基本的には許されない」⁴⁶とする。在沖米軍構成員らによる女性・少女に対する性的暴力について考えるとき、国民の「性的自己決定権」に基づく性交に対する国家の規制についての視点に加え、国家の政策によって、国民、特に女性・少女が、その性別の故に「性的自己決定権」を侵害されることについて、国家の保護のための干渉についても、考慮にいれる必要を感じる。

また、1995年の少女暴行事件における那覇地裁判決において、裁判所は加害米兵らの性的暴力を、被害者の「人格」を無視したものであるとした。性的暴力について、個人の「人格」や「尊厳」に

着目するのであれば、辻村教授の指摘するように人権の「普遍性」から、個人の性的自己決定権もまた両性に属する人権として、その内容を明確にする必要がある。第二次世界大戦末期の米軍上陸以降の約3箇月間の、米軍構成員による地域住民に対する性的暴力において、検挙された事件のうち数件が、男性が被害者となった事件であったという報告がある⁷。このことから、「性的自己決定権」に対する侵害について、主な被害者は女性・少女であるが、「性的自己決定権」を憲法上の人権として議論を進める場合、男性もまたその侵害の被害者となり得ることを考慮に入れる必要があるだろう。

在沖米軍基地は、米軍再編によって強化される傾向にある。基地周辺住民は、本来そこにあるべきではない軍隊組織のために、「性」という個人の私的な領域を侵害される危険にさらされ続ける。軍隊はその性質上、「性的自由」・「性的自己決定権」を侵害する可能性が高い。それにもかかわらず、日本国が積極的に受け入れることによって、紛争下とはいえない沖縄において、軍隊構成員らがその性質に基づくとも思われる性的暴力によって、憲法上保障されるべき権利を侵害する。これにつき国家の責任を追及し、「性的自由」・「性的自己決定権」保護のための国家の対策を要求する必要がある。

現在、「性的自由」・「性的自己決定権」は人権として、憲法上確固たる地位にはないが、保護されるべきものであり、普遍的な人権としての議論を進めなければならない。また、国家のより積極的な対策を要求するためには、軍隊による性的暴力の性質のさらなる明確化が必要であると考えられる。

¹ 高里鈴代「声を上げようー新たな暴力を生み出させないために～軍隊の構造的暴力にさらされた60年～」『季刊 軍縮地球市民』No.2（明治大学軍縮平和研究所 2005年9月）110頁。

² 沖縄タイムス2006年5月2日朝刊。

³ 高良沙哉「基地のない未来を目指して」 島山大・熊本博之編『沖縄の脱軍事化と地域的主体性』（明治大学軍縮平和研究所 2006年11月）197頁以下。

⁴ アレン・ネルソン『元米海兵隊員の語る戦争と平和』（沖縄国際大学公開講座委員会 2006年5月）6頁。

⁵ アレン・ネルソン 前掲注4 6頁。

⁶ アレン・ネルソン 前掲注4 10・11頁。同『なんで？なんで？ブックレット3 そのとき、赤ん坊が 私の手の中に』（憲法9条・メッセージ・プロジェクト 2006年5月）24・25頁。

⁷ 竹下小夜子「女たちの怒り」ゆいまーるセミナー編『オキナワ 女たちは今』（ドメス出版 1997年1月）77・78頁。

⁸ 新川志保子「内戦下の女性への暴力グアテマラ」『女たちの21世紀』編集委員会編『女たちの21世紀』17（アジア女性資料センター 1999年1月）83頁。

⁹ 内閣府ホームページ <http://www.gender.go.jp/fwcw/beijing.html>

¹⁰ 山内敏弘『平和憲法の理論』（日本評論社 1992年5月）63頁。

¹¹ 山内敏弘 前掲注10 63頁以下。

¹² 芦辺信喜『憲法 第三版』（岩波書店 2005年5月）62頁。

¹³ 山内敏弘 前掲注10 68頁以下。山内教授は、警察力以上の実力説における、戦力概念をさらに

明確化し、警察力が戦力化の区別について、「軍隊と警察力とを分かつ基本的なメルクマールの一つは、その目的や実体と並んで、軍隊の組織行動原理が敵の殺戮は買いを中核とした形で構成されるのに対して、警察の場合はあくまでも人命財産の確保ということにその組織行動原理がおかれている点にある」として、目的、実体、組織行動原理の三側面から規定し、三つの「いずれか一つが満たされていれば、それだけですでに軍隊とみなすことができる」としている（山内敏弘 前掲注10 70頁）。

¹⁴ アレン・ネルソン 前掲注4 6頁以下。

¹⁵ 沖縄タイムス2007年1月28日朝刊。

¹⁶ ただ、最高裁判所は、砂川事件判決において、憲法第9条2項で保持を禁じた戦力を、「わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうもの」であるとして、在日米軍は「戦力」に当たらないとしている（最高裁判所昭和34年12月16年大法廷判決 判例時報208号10頁）。

¹⁷ 日米安全保障条約第6条1項「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」同条2項「前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」

¹⁸ 本間浩『在日米軍地位協定』（日本評論社 1996年7月）264頁。

¹⁹ 日米地位協定は第17条で刑事事件の処理手続について、第3項で「裁判権を行使する権利が競合する場合」の第一次裁判権、裁判権が日米のいずれの国家に属するのかを規定している。そして、第5項(c)で「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする」と規定されているため、日本に第一次裁判権がある事件について、被疑者の起訴前身柄引き渡しが問題となっている。

²⁰ 上村貞美『性的自由と法』（成文堂 2004年4月）3頁。

²¹ 香川達夫『刑法講義〔各論〕第三版』（成文堂 1997年3月）312頁。

²² 団藤重光『刑法綱要各論 改訂版』（創文社 1985年10月）472頁。

²³ 吉川経夫『刑法各論』（法律文化社 1982年2月）78頁。

²⁴ 中山研一『概説刑法補正版』（成文堂 1998年3月）71頁。

²⁵ 谷田川知恵「性的自由の保護と強姦処罰規定」『法学政治学論究』第46号（慶応義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論究刊行会 2000年9月）508頁。

²⁶ 谷田川知恵 前掲注25 522頁。

²⁷ 谷田川知恵 前掲注25 508頁。

²⁸ 芦辺信喜 前掲注12 120頁以下、長尾一紘『日本国憲法 第3版』（世界思想社 2004年3月）142頁以下、山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社 2005年4月）106頁以下。

²⁹ 芦辺信喜 前掲注12 120頁。

³⁰ 山田卓生『私事と自己決定』（日本評論社 1989年3月）43・44、333頁。

- ³¹ 中谷実『アメリカにおける司法積極主義と消極主義－司法審査制と民主主義の相克－』（法律文化社 1987年3月）395頁以下。
- ³² 上村貞美 前掲注20 2頁。
- ³³ 上村貞美 前掲注20 3頁。
- ³⁴ 辻村みよ子「『女性の人権』の法的構造－差別撤廃から個人の尊重へ－」『成城法学』48号（成城大学法学会 1995年3月）379頁。
- ³⁵ 辻村みよ子 前掲注34 388・389頁。
- ³⁶ 「女性の人権」に関しては、私人間や家庭内における人権侵害が問題となっているが、これについて、辻村教授は、「今日の女性の人権問題が『家族領域に属する』からという理由で、国家や法の介入を用意に認める議論に至ることには疑義がある」（辻村みよ子 前掲注34 384頁）とし、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）との関連でも、「DVに対処する名目のもて私的領域への国家の介入を容易に認めることはできない」（辻村みよ子「個人の尊厳－憲法を支える人間像－」『ジュリスト1192号』（有斐閣 2001年1月）72頁）として、国家が私的領域に過度に介入することについて、警笛をならしている。
- ³⁷ 琉球新報1995年9月29日。
- ³⁸ 那覇地方裁判所平成7年（わ）293号『判例時報』1570号（判例時報社 平成8年9月）147頁以下。
- ³⁹ 琉球新報1995年9月19日。
- ⁴⁰ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会『沖縄・米兵による女性への性犯罪 第7版』（基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 2004年12月）24頁。
- ⁴¹ 琉球新報1996年1月30日。
- ⁴² 高良沙哉「平和時における軍隊構成員による性的暴力をいかに考えるか－沖縄の視点から－」『沖縄大学法経学部紀要』第7号（沖縄大学法経学部 2006年10月）46頁。
- ⁴³ 最高裁判所昭和57年（あ）第621号大法廷判決 最高裁判所判例集第39巻6号413頁。
- ⁴⁴ 沖縄タイムス2006年8月25日朝刊。
- ⁴⁵ 上村貞美 前掲注20 2・3頁。
- ⁴⁶ 上村貞美 前掲注20 2頁
- ⁴⁷ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注40 1頁。